

平成24年山形村議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成24年3月15日（木曜日）午後 1時00分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 提出議案の訂正について
《追加提出議案 提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 3 同意第 2号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 24陳情第 1号
- 日程第 5 24陳情第 2号
- 日程第 6 24陳情第 3号
- 日程第 7 24陳情第 4号
- 日程第 8 24陳情第 6号
- 日程第 9 24陳情第 7号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 10 議案第 2号
- 日程第 11 議案第 3号
- 日程第 12 議案第 4号
- 日程第 13 議案第 5号
- 日程第 14 議案第 6号
- 日程第 15 議案第 7号
- 日程第 16 議案第 8号
- 日程第 17 議案第 9号
- 日程第 18 議案第 10号
- 日程第 19 議案第 11号
- 日程第 20 議案第 12号

- 日程第 2 1 議案第 1 3 号
- 日程第 2 2 議案第 1 4 号
- 日程第 2 3 議案第 1 5 号
- 日程第 2 4 議案第 1 6 号
- 日程第 2 5 議案第 1 7 号
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号
- 日程第 3 4 議案第 2 6 号
- 日程第 3 5 議案第 2 7 号
- 日程第 3 6 議案第 2 8 号
- 日程第 3 7 議案第 2 9 号
- 日程第 3 8 議案第 3 0 号
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 0 発議第 2 号
- 日程第 4 1 発議第 3 号
- 日程第 4 2 発議第 4 号
- 日程第 4 3 発議第 5 号
- 日程第 4 4 発議第 6 号
- 日程第 4 5 発議第 7 号
- 日程第 4 6 閉会中の継続審査の申出について
閉会宣告

出席議員（12名）

1番	大池俊子君	2番	三澤一男君
3番	小林武司君	5番	上條光明君
6番	宮澤敏君	7番	竹野園磨君
8番	柴橋潔君	9番	中村弘君
10番	上条浩堂君	11番	竹野入恒夫君
12番	大月民夫君	13番	神通川清一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	清沢實視君	副村長	百瀬泰久君
教育長	本庄利昭君	総務課長	笹野初雄君
住民税務課長	青沼永二君	保育園長	山口隆也君
会計管理者	野口英明君	保健福祉課長	小野勝憲君
農林建設課長	中村俊春君	教育次長	根橋範男君
総務課 査役	住吉誠君		

事務局職員出席者

事務局長	小口正君	書記	藤沢ゆきみ君
------	------	----	--------

開議宣告

議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午後 1時00分）

議事日程の報告

議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、10番・上条浩堂議員、11番・竹野入恒夫議員を指名します。

提出議案の訂正について

議長（神通川清一君） これより議事に入ります。

日程第2、提出議案の訂正について、議題とします。

お手元に配付のとおり、3月6日、「議案第13号山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例」について、「議案の訂正請求」が出されております。

議案第13号について、請求のとおり訂正したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、「議案第13号山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例」については訂正することに決定いたしました。

同意第2号

議長（神通川清一君） 次に、本日追加提案されました議案について、審議、表決を行います。

日程第3、同意第2号「教育委員会委員の任命について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 同意第2号「教育委員会委員の任命について」提案説明を申し上げたいと思います。

本村の教育委員会は5人の委員をもって組織されております。うち1人の委員、本庄利昭氏がこの3月31日をもって任期満了となるわけでございます。教育行政に大変なご尽力をいただきまして、この機会に改めて感謝申し上げる次第であります。

後任人事を検討してまいりました結果、山形村2828番地の山口隆也氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

それでは、地方自治法第117条の規定により、山口隆也君、退場をお願いします。

お諮りします。

本案は人事案件であり、同意第2号については、既に全員協議会において説明を受けておりますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって質疑、討論を省略して直ちに採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって同意第2号「教育委員会委員の任命について」は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩。

（午後 1時05分）

議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時07分）

議長（神通川清一君） 山口隆也君に申し上げます。

村長より教育委員に任命したい旨の提案があり、ただいま議会として任命することに同意しましたので、お知らせします。

委員会付託請願・陳情の審議、表決

議長（神通川清一君） 委員会付託、請願・陳情の審議、表決を行います。

既に、所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情のうち、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果は、お手元に配付の「請願・陳情審査結果報告」のとおりであります。ここで、当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務農林常任委員会の審査結果の報告を求めます。

上条浩堂総務農林常任委員長。

（総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇）

総務農林常任委員長（上条浩堂君） 本委員会に付託されました陳情4件につきまして、去る3月7日、委員会審査を行いましたので、その審査結果を報告いたします。

24陳情第1号「TPP交渉参加断固反対を求める陳情書」については採択とし、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

24陳情第2号「私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書」については採択とし、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

24陳情第6号「県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」については採択とし、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

24陳情第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める

陳情書」については採択とし、内閣総理大臣、総務大臣、行政改革担当大臣、財務大臣、国土交通大臣、北陸地方整備局長、関東地方整備局長、長野県知事、長野県議会議長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務農林常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） 次に、住民福祉常任委員会の審査結果の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任委員長。

（住民福祉常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

住民福祉常任委員長（竹野入恒夫君） 本委員会に付託されました陳情2件につきまして、去る3月8日、委員会審議を行いましたので、その審査結果を報告いたします。

24陳情第3号「年金2.5%の削減の中止を求める陳情書」については採択とし、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

24陳情第4号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出の陳情」については採択とし、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、住民福祉常任委員会の審査結果の報告を申し上げますので、審議をお願いいたします。

議長（神通川清一君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願、陳情について、討論、採決を行います。

24陳情第1号

議長（神通川清一君） 日程第4、24陳情第1号「TPP交渉参加断固反対を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、24陳情第1号「TPP交渉参加断固反対を求める陳情書」は採択と決定しました。

24陳情第2号

議長（神通川清一君） 日程第5、24陳情第2号「私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって24陳情第2号「私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情書」は採択と決定しました。

24陳情第3号

議長（神通川清一君） 日程第6、24陳情第3号「年金2.5%の削減の中止を求める陳情書」について討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての住民福祉常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、24陳情第3号「年金2.5%の削減の中止を求める陳情書」は採択と決定しました。

24陳情第4号

議長(神通川清一君) 日程第7、24陳情第4号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書提出の陳情」について、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての、住民福祉常任長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、24陳情第4号「最低賃金の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書提出の陳情」は採択と決定しました。

24陳情第6号

議長(神通川清一君) 日程第8、24陳情第6号「県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、24陳情第6号「県に対し、住宅リフォーム助成制度創設の意見書を提出することを求める陳情書」については採択と決定しました。

24陳情第7号

議長(神通川清一君) 日程第9、24陳情第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情書」について、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本陳情についての総務農林常任委員長の報告は、採択であります。

本陳情は、採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、24陳情第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める陳情書」については採択と決定しました。

既提出議案審議、表決

議長(神通川清一君) 次に、常任委員会付託の議案について審議、表決を行います。

日程第10、議案第2号から、日程第37、議案第31号までの既提出議案を、一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査報告書のとおりであります。ここで、各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務農林常任委員長の報告を求めます。

上条浩堂総務農林常任委員長。

(総務農林常任委員長 上条浩堂君 登壇)

総務農林常任委員長(上条浩堂君) 総務農林常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月7日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第2号「中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について」

議案第3号「山形村道路線の廃止について」

議案第4号「山形村道路線の認定について」

議案第5号「山形村暴力団排除条例の制定について」

議案第7号「山形村就学相談委員会設置条例の制定について」

議案第8号「山形村総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について」

議案第9号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」

議案第13号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」

議案第14号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第15号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第17号「山形村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第18号「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「平成23年度山形村一般会計補正予算第4号の所管の款・項」

議案第23号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第2号)」

議案第24号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」

議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算の所管の款・項」

議案第29号「平成24年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」

議案第30号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計予算」

議案第31号「平成24年度山形村水道事業会計予算」

以上20議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 次に、住民福祉常任長の報告を求めます。

竹野入恒夫住民福祉常任長。

（住民福祉委員長 竹野入恒夫君 登壇）

住民福祉常任委員長（竹野入恒夫君） 住民福祉常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る3月8日審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第6号「山形村保育所条例の制定について」

議案第11号「山形村税条例の一部を改正する条例について」

議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」

議案第16号「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第19号「平成23年度山形村一般会計補正予算（第4号）の所管の款・項」

議案第20号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第21号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議案第22号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算の所管の款・項」

議案第26号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計予算」

議案第27号「平成24年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」

議案第28号「平成24年度山形村介護保険特別会計予算」

の12議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

議長（神通川清一君） 先ほど一括議題としました際、日程第37「議案第31号」と申し上げましたが、日程第39「議案第31号」の誤りでありますので、訂正します。

各常任委員長の審査報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、最初に日程第10、議案第2号「中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって議案第2号「中信地域町村交通災害共済事務組合理約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第11、議案第3号「山形村道路線の廃止について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第3号「山形村道路線の廃止について」は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第12、議案第4号「山形村道路線の認定について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第4号「山形村道路線の認定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第13、議案第5号「山形村暴力団排除条例の制定について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第5号「山形村暴力団排除条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第6号「山形村保育所条例の制定について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第6号「山形村保育所条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第7号「山形村就学相談委員会設置条例の制定について」、討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第7号「山形村就学相談委員会設置条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第8号「山形村総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第8号「山形村総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第9号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第9号「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立多数であります。

よって、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第11号「山形村税条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第10号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) 異議がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 1番、大池です。この介護保険条例、介護保険見直しで保険料が上がります。高齢者の人たちは年金から待ったなしに差っ引かれてしまいます。今でもどんどん引かれて生活費も困る状態であるのに、これ以上引かれたら、利用ができない状態が生まれてくる可能性があります。

また、軽度の人たちも、介護保険の利用状況から外されて、村の福祉によって賄われる状態にはなると思うのですが、なかなか利用しにくい、保険を払っても利用しにくい状態が生まれてくるということで、値上げには反対です。

議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立多数であります。

よって、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第13号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第13号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 2、議案第 1 4 号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第 1 4 号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 3、議案第 1 5 号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第 1 5 号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 4、議案第 1 6 号「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第16号「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第17号「山形村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第17号「山形村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第18号「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第18号「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第19号「平成23年度山形村一般会計補正予算第4号について」討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第19号「平成23年度山形村一般会計補正予算第4号について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第20号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第20号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第21号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第21号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第22号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第22号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第23号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第23号「平成23年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第24号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第24号「平成23年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算」について討論、採決を行います。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 1番、大池です。賛成の立場から討論したいと思います。

昨年3月11日の東日本大震災、それに続く福島原発事故により、一層防災やエネルギーの問題、また社会保障問題など、真剣に考えなくてはならない時代に入ってきました。平成24年は新たに子育て支援課の設置や、保育園建設、やまのこ保育園の認可園、そして子育て支援センターの建設に向けての準備など、子育て支援の充実に向け、大きく歩み始めています。

教育面でも、不登校や支援学級の充実など、予算化に対しては大いに評価したいと思います。

防災に向けては、平成23年の上大池、中大池の分団詰所建設に続き、小坂、上竹田分団の詰所の建設。地域防災計画の見直し業務事業、地域支援マップの策定など、地域住民の協力なしでは生かすことができません。

福祉の面では高齢化も進み、生活、買い物弱者も増えてきます。Aコープ山形店の

閉店など、環境も大いに変わってきています。地域でつながりを持ち、支え合う事業、サロンや見守りボランティアの役割など、一層大切になります。農業や商工業についても、特に農業機器共同設置事業や、新たなリフォーム事業など、大変期待されます。

しかし、新しく新規就農者の総合支援事業、それに連動する地域農村マスタープラン、農業者意向調査などは、国の言う大型農業を目指すもので、山形にはあまりそぐわないと思います。

逆に家族経営の中小規模農家の危機につながりかねません。山形の農業にとっても心配なことが出てきています。

観光農業関係も、人件費を村費2人分とってありますが、補助金の切れたところでもう少し効率化も考えて、そして農家の人たちも期待感の持てるような取り組みが必要かと思います。

全体としては、自立の村としても健全財政で若者にも高齢者にも活気あふれる共同の村づくりの一層の前進を期待しまして、賛成討論としたいと思います。

議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第26号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第26号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第27号「平成24年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第27号「平成24年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第28号「平成24年度山形村介護保険特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第28号「平成24年度山形村介護保険特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第29号「平成24年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第29号「平成24年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第30号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第30号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第31号「平成24年度山形村水道事業会計予算」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、議案第31号「平成24年度山形村水道事業会計予算」については、原案のとおり可決されました。

以上で、既提出議案審議表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました陳情について、意見書の提出を要するものについて、今会期中に意見書の提出をしたいと思います。

ここで、会議を一旦休憩し、意見書議案の作成をいたします。休憩。

(午後 2時10分)

議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時20分)

発議第2号

議長(神通川清一君) 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第40、発議第2号「TPP交渉参加断固反対に関する意見書」の提出について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(10番 上条浩堂君 登壇)

10番(上条浩堂君) 発議第2号「TPP交渉参加断固反対に関する意見書」

発議第2号「TPP交渉参加断固反対に関する意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元の配付のとおりで、ご覧いただきたいと思えます。

TPPは、農産物等の関税撤廃の例外措置を認めない協定であり、東日本大震災等の被災者から復興の希望を奪い、農林業を初めとする地域経済・社会を崩壊に導くことになりかねません。また、中山間地を抱える本県への影響ははかり知れないものがあります。

よって、TPP交渉に参加しないよう、関係機関へ意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣・農林水産大臣、経済産業大臣、国家戦略担当大臣です。

以上であります。

議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第2号「TPP交渉参加断固反対に関する意見書」提出についての件は、原案のとおり可決されました。

発議第3号

議長（神通川清一君） 日程第41、発議第3号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出について、議題といたします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

10番（上条浩堂君） 発議第3号「私立高校への公費助成に関する意見書」

発議第3号「私立高校への公費助成に関する意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

私学は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性をはぐくむことによって、スポーツ、文化活動、進学、地域貢献等に大きな成果を上げています。

昨年度より「高校無償化」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されましたが、まだまだ公立高校との学費格差が生じています。

公教育の一翼を担う私学振興のために、関係機関へ公費助成に関する意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

以上です。

議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 7番、竹野です。

今、ここに意見書が2つ、2種類ありますが、これ、2種類の扱いというのですね。それぞれ提出先が違うということなのか、どちらをどちらへということだとしたら、ちょっとそこの説明をお願いいたします。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 1枚ものに関しては国に提出する意見書であります。右の2枚目に関しては、長野県へ提出する意見書。このように分かれております。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

7番（竹野園磨君） はい。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第3号「私立高校への公費助成に関する意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

発議第4号

議長（神通川清一君） 日程第42、発議第4号「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書」について、議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

11番（竹野入恒夫君） 発議第4号「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

今日、国の経済状況が低迷しているのは、消費動向が悪化していることが要因に挙げられますが、地域経済の活性化、とりわけ町のにぎわいを取り戻し、商店街の維持活性化のためにも、高齢者の年金削減はやめるべきだと考え、関係機関へ意見書を提出するものです。意見書の提出先は、内閣総理大臣・厚生労働大臣です。

議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第4号「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書」については、原案のとおり可決されました。

発議第5号

議長（神通川清一君） 日程第43、発議第5号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」について議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

（11番 竹野入恒夫君 登壇）

11番（竹野入恒夫君） 発議第5号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

労働者の3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下とも言われ、内需を冷え込ませ、商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせている状況です。

最低賃金の引き上げは、景気刺激策として有効です。中小零細企業への支援策を十分に講じつつ、最低賃金の引き上げを図れば、サービスに対する需要が増え、中小零細企業の仕事も、雇用も拡大するという効果発生します。

最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、雇用の創出や景気回復を図るよう、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・厚生労働大臣です。

議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。

よって、発議第5号「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

発議第6号

議長（神通川清一君） 日程第44、発議第6号「『住宅リフォーム助成制度』の創設を求める意見書」について、議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

（10番 上条浩堂君 登壇）

10番（上条浩堂君） 発議第6号「『住宅リフォーム助成制度』の創設を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

県内の経済情勢は、東日本大震災以後、円高の進行とともに厳しい状況が続いています。こうした景気低迷の打開に向けた緊急経済対策、そして、県民の住環境改善のために、住宅リフォーム助成制度の創設について、長野県知事に意見書を提出するものであります。

以上であります。

議長（神通川清一君） 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、発議第6号「『住宅リフォーム助成制度』の創設を求める意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

発議第7号

議長(神通川清一君) 日程第45、発議第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書」について、議題とします。

本案提出議員の趣旨説明を求めます。

上条浩堂議員。

(10番 上条浩堂君 登壇)

10番(上条浩堂君) 発議第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、お手元の配付のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

政府は、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、可能な限り多くの行政事務を基礎的自治体が広く担うとしていますが、主要道路や重要河川等、社会資本の根幹にかかわるものは、国の責任で整備されることを基本としなければなりません。

安心・安全な国民生活の実現のために、直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書を関係機関へ提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣・総務大臣、行政改革担当大臣、財務大臣、国土交通大臣、北陸地方整備局長、関東地方整備局長、長野県知事、長野県議会議長です。

以上であります。

議長(神通川清一君) 本案提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案に対する質疑を行います。

本案に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、発議第7号「直轄事業の継続と適正な維持管理、地元建設業への支援を求める意見書」についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 2時42分)

議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午後 2時43分)

閉会中の継続審査の申出について

議長(神通川清一君) 日程第46、「閉会中の継続審査の申し出について」議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規程による、閉会中の継続審査・調査の申出書がお手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、各委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中もなお継続審査・調査することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

村長あいさつ

議長（神通川清一君） ここで、村長よりあいさつがあります。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

今月5日に開会されました、平成24年第1回村議会定例会でございましたが、ただいまをもちまして閉会の運びとなりました。この間、上程されました人事案件初め、条例の改正、制定、廃止など、ほか、23年度の各会計の補正予算、6会計でございますが、さらには平成24年度の当初予算7会計、その他、合計31という膨大な数でございましたが、それぞれ慎重にご審議いただきまして、可決または承認賜りまして、まことにありがとうございました。予算などの執行にあたりましては、審議の中で賜りましたご意見など十分に参考にさせていただきまして、できうる限り慎重に生かしてまいりたいと、進めてまいりたいというように思っているところでございます。

さて、議員の皆様方におかれましては、あす予定の鉢盛中学の卒業式を皮切りにいたしまして、山形小学校や保育園と続いております卒業式、それからまた卒園式ですね。それから4月上旬にはそれぞれの入学式と、ご多用の中、大変ご苦労さまでございます。次世代を担う子どもたちのためにも、ご出席されまして、ご光彩を添えていただきますよう、私からもお願い申し上げる次第でございます。

議員の皆様方のご健勝とますますのご活躍を心からご記念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

なお、先ほども申し上げましたが、任期満了に伴いまして、この3月31日をもって退任されます本庄教育長におかれましては、本村の教育行政に大変ご尽力いただきました。改めて、ここに心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。どうか、本庄教育長様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、今後とも本村の教育行政にご尽力賜りますよう、心よりお願い申し上げます、お礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。

議長（神通川清一君） 本庄教育長におかれましては、大変長い間、村政発展のため、とりわけ教育行政にご尽力を賜りましたことに感謝と敬意を表するものであります。

私からも一言お礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

本庄教育長からの申し出により、後ほど全員協議会においてごあいさつをいただくことといたします。

閉会宣告

以上で、平成24年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時48分)